

平成29年7月

保護者の皆さま

長野市こども未来部こども政策課

放課後子ども総合プラン^(※1)の 利用料のお願いについて

長野市は、就労等で保護者が昼間家庭にいない児童などに放課後等の安全で安心な居場所の提供と子どもたちの健やかな育ちを支援するため、「放課後子ども総合プラン（以下「プラン」といいます。）」をこれまで無料（延長開館の利用を除く。）で実施してきました。

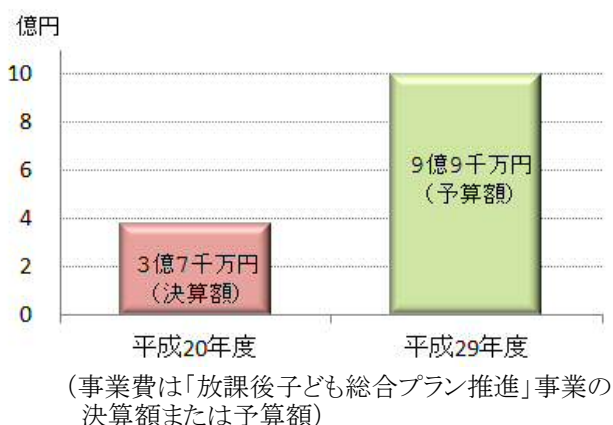
平成20年度からは、既存の児童館・児童センターの他に小学校内に子どもプラザを新設するなど施設を増やししながら、児童の受け入れを拡大してきましたが、プランの事業費も増加しています。

そのような中、プランを利用する人としらない人との公平性の確保とともに、子どもたちが過ごす環境等の充実を図るため、プランを利用する人に利用料のご負担をお願いするものです。

登録児童数と施設数の推移



事業費の推移



1 利用料の概要

- (1) プランの利用料の額 児童一人当たり、月額2,000円^(※2)
- (2) 利用料導入の時期 平成30年4月から

※1 小学校に就学している児童に対し、平日の放課後や土曜日、夏休み等の長期休業日等に、安全で安心な居場所と多様な体験活動、交流等の機会を提供し、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図る事業です。

※2 現在、プランを実施している施設によっては、おやつ等の実費をご負担いただいている場合がありますが、今回の利用料にはこうした実費は含んでいません。

2 利用料の減免

利用料を減免する場合の理由及び割合は以下のとおりです。

減免の理由			減免割合
経済的 事情	生活保護を受給している世帯の児童		全額
	児童扶養手当を受給している世帯の児童		1/2
	就学援助を受けている世帯の児童		
	市町村民税非課税の世帯の児童		
地域性	スクールバス、スクールタクシー及び路線バス等を利用して帰宅する児童		2/5
多子 世帯	一の世帯で利用児童が複数いる場合	二人目	1/2
		三人目～	全額

※ 具体的な例

- ・一世帯で2人の児童が利用する場合（経済的事情なし）
 $〔一人目〕 2,000円 + 〔二人目〕 2,000円 \times 1/2 = \underline{3,000円/月}$
- ・市町村民税非課税世帯で2人の児童が利用する場合
 $〔一人目〕 2,000円 \times 1/2 + 〔二人目〕 2,000円 \times 1/2 \times 1/2 = \underline{1,500円/月}$

※ このほか、複数の減免理由に該当する世帯は減免割合を重複して適用する場合があります。ただし、経済的事情の各理由を重複して適用することはできません。
 （例：児童扶養手当と就学援助に該当する世帯の減免の重複）

3 延長利用料

平成24年4月から延長利用を実施しています。

延長する時間は1時間又は30分（施設で異なります。）で、延長利用の登録をされた保護者の方には、児童一人につき1時間当たり月額700円の延長利用料をお願いしています。（30分延長している施設の場合は月額350円です。）

延長利用料は、これまでどおりですが、平成30年4月から減免の理由と割合を拡充しますので、実際にご負担いただく金額が減額になる場合があります。

長野市 こども未来部 こども政策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

Tel:026-224-6796 Fax:026-224-7648

E-mail : ko-seisaku@city.nagano.lg.jp